

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	15
処分の種類	保護施設の認可の取消、改善命令			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第45条第2項			
処分の概要	保護施設が設置基準に適合しないとき、若しくは法律等に違反した場合、運営の改善若しくは事業の停止を命じ、又は認可を取り消す決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]</p> <p>1 生活保護法第45条第1項 厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。</p> <p>一 その保護施設が第39条第1項の基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>二 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。</p> <p>三 その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。</p> <p>2 生活保護法第45条第2項(生活保護法41条は別紙) 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第41条第2項の認可を取り消すことができる。</p> <p>一 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。</p> <p>二 その保護施設が第41条第3項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>三 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。</p> <p>四 正当な理由がないのに、第41条第2項第6号の予定年月日(同条第5項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日)までに事業を開始しないとき。</p> <p>五 第41条第5項の規定に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	-			